
役員・評議員の報酬 及び旅費規程

社会福祉法人 神港園

役員・評議員の報酬及び旅費規程 目 次

役員	の報酬及び旅費規程	・ ・ ・ ・ ・	1
第1条	目的		
第2条	役員	の報酬等	
第3条	非常勤理事等及び評議員並びに委員等の報酬等		
第4条	役員・評議員及び評議員選任・解任委員の退任慰労金	・ ・ ・	2
第5条	公表		
第6条	改廃		
付則		・ ・ ・ ・ ・	2

役員・評議員の報酬及び旅費規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人神港園定款第九条及び第二四条に基づき、常勤又はこれに準ずる勤務をする役員、それ以外の役員(以下、「非常勤理事等」という。)、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員(以下「委員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

（役員の報酬等）

第2条 役員がその任において法人の業務を処理するため、常勤又はこれに準ずる勤務をする場合は、次により報酬（給与等）を支給する。

- (1) 理事長・会長及び業務執行理事が勤務する場合には、別表1の通り報酬（給与等）を支給する。
 - (2) 賞与は、事業の成績に応じ、前号に定める月額額の3か月分を超えない範囲で、夏季・冬季に分けて支給する。
2. 神港園職員として在籍のまま理事である期間は、職員の給与に関する規程に基づき、給与を支給する。
3. 理事長・会長及び業務執行理事が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費(鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。))及び日額1万円の報酬を支給する。

（非常勤理事等及び評議員並びに委員等の報酬等）

第3条 非常勤理事等及び評議員並びに委員等に対する報酬の額は、別表2の通り報酬等の区分に応じて支給する。

2. 神港園職員が在籍のまま非常勤理事である期間は、別表3の通り報酬等の区分に応じて支給する。
3. 神港園職員が在籍のまま委員等である期間は、職員の給与に関する規程に基づき、給与を支給する。
4. 非常勤理事等及び評議員が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費(鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。))及び日額1万円の報酬を支給する。

（役員・評議員及び評議員選任・解任委員の退任慰労金）

第4条 当法人の役員・評議員及び評議員選任・解任委員が退任する場合、別表4に定める基準に従い退任慰労金を支払う。

（公表）

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。
一部改定し、平成10年 5月 1日から施行する。
一部改定し、平成10年10月 1日から施行する。
一部改定し、平成11年 5月22日から施行する。
一部改定し、平成12年 4月 1日から施行する。
一部改定し、平成14年 2月 1日から施行する。
一部改定し、平成20年10月 1日から施行する。
一部改定し、平成25年 5月25日から施行する。
一部改定し、平成27年 4月 1日から施行する。
一部改定し、平成29年 7月 1日から施行する。
一部改定し、平成30年 4月 1日から施行する。
一部改定し、令和 5年 6月24日から施行する。

役員・評議員の報酬及び旅費規程(別表)

別表 1 (理事長及び業務執行理事の報酬)

役職名	報酬月額
理事長	400,000円～1,000,000円 基本報酬40万円（初任時及び前年度決算の事業活動経常増減差額が1億円以下の場合） 前年度決算の事業活動経常増減差額が 1億円を超えて1億5千万円以下：60万円以下 同 1億5千万円を超えて2億円以下：80万円以下 同 2億円を超える場合：100万円以下
会長	<u>200,000円～700,000円</u> 基本報酬30万円（初任時及び前年度決算の事業活動経常増減差額が1億円以下の場合） 前年度決算の事業活動経常増減差額が 1億円を超えて1億5千万円以下：50万円以下 同 1億5千万円を超えて2億円以下：60万円以下 同 2億円を超える場合：70万円以下
常務理事(業務執行理事)	200,000円～500,000円 基本報酬20万円（初任時及び前年度決算の事業活動経常増減差額が1億円以下の場合） 前年度決算の事業活動経常増減差額が 1億円を超えて1億5千万円以下：30万円以下 同 1億5千万円を超えて2億円以下：40万円以下 同 2億円を超える場合：50万円以下

別表 2 (非常勤役員等及び評議員並びに委員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬(税額控除後)
評議員会への出席	定例：30,000円 臨時：20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	職務に応じて 10,000円～30,000円

(2) 理事・監事

	報酬(税額控除後)
理事会等会議への出席	定例：30,000円 臨時：20,000円
監事監査への出席	20,000円～40,000円
上記の他、法人業務のための出勤	職務に応じて 10,000円～30,000円

(3) 委員等

	報酬(税額控除後)
評議員選任解任委員会への出席	10,000円
第三者委員会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	職務に応じて 10,000円～30,000円

※会議に際して事情によりオンラインにてリモートでの出席を行う場合は、
表記の現地出席時の報酬額より20%を減額する。

別表3 (神港園職員として在籍する非常勤理事)

役職名	報酬月額
理事	15,000円

別表 4（役員等の退任慰労金支給基準）

（目的）

第 1 条 この基準は、当法人の役員及び評議員、評議員選任解任委員（以下、「役員等」という。）が退任した際に支払う慰労金に関して定めるものとする。

（退任の定義）

第 2 条 この規程でいう退任とは役員等の地位を喪失することをいい、理事長及び業務執行理事がその地位を喪失し、非常勤理事として引き続き選任された場合等も含む。

但し、理事長と業務執行理事の間の地位の変更、非常勤の役員等の間の地位の変更は含まないものとする。

（退任慰労金の決定）

第 3 条 役員等の退任慰労金は、次のとおり決定するものとする。

1. 理事長・業務執行理事の退任慰労金は、基準の定め範囲内で情勢を勘案した額を、理事会決議を経て評議員会で決定する。
2. 非常勤役員等の退任慰労金は、基準の範囲内で理事長が決定する。

（理事長及び業務執行理事の退任慰労金の基準）

第 4 条 理事長及び業務執行理事の退任慰労金の基準額は、次のとおりとする。

役位毎の退任時における月額報酬額×役位毎の在任期間の年数×役位毎の功績倍率＝退任慰労金

但し、任期途中 1 年未満で退任する場合は、6 ヶ月未満は切り捨て、6 ヶ月以上は 1 年として繰り上げて計算するものとする。

（非常勤役員等の退任慰労金の基準）

第 5 条 非常勤役員等の退任慰労金の基準額は、次のとおりとする。

10,000円×通算の在任期間の年数×功績倍率＝退任慰労金

但し、任期途中 1 年未満で退任する場合は、6 ヶ月未満は切り捨て、6 ヶ月以上は 1 年として繰り上げて計算するものとする。

（功績倍率）

第 6 条 役員等の退任慰労金の功績倍率は、次のとおりとする。

1. 理事長・・・250%以下
2. 業務執行理事・・・200%以下
3. 非常勤役員・評議員・・・150%以下
4. 評議員選任解任委員・・・100%以下

（退任慰労金の減額等）

第7条 役員等が法人に対し損害を与え、又は役員等の責務に反し解任となった場合、評議員会決議で退任慰労金を減額され、又は支給されないことがある。

(支払方法)

第8条 退任慰労金の支払方法は、理事会で決定するものとする。

(改定)

第9条 この基準の改定は、評議員会の決議をもって行うこととする。

附則

この基準は、令和5年6月24日から施行する。
一部を改訂し、令和7年6月21日から施行する。